Deloitte. 德勤

税務

Tax analysis P179/2013 -2013年2月4日

(日本語翻訳版)

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Shanghai

Mike Jiang, Partner
Tel: +86 21 6141 1465
Email: jnjiang@deloitte.com.cn

Lucy Liao, Manager Tel: +86 21 6141 1240 Email: Iuliao@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Global Business Tax Services National Leader Shanghai

Vivian Jiang, Partner
Tel: +86 21 6141 1098
Email: vivjiang@deloitte.com.cn

Northern Region Beijing

Wei Chen, Partner
Tel: +86 10 8520 7528
Email: weichen@deloitte.com.cn

Eastern Region Shanghai

Jeff Xu, Partner
Tel: +86 21 6141 1278
Email: jexu@deloitte.com.cn

Southern Region (Mainland and Macau) Shenzhen

Constant Tse, Partner Tel: +86 755 3353 8777

Email: contse@deloitte.com.cn

Southern Region (Hong Kong)

Sarah Chin, Partner Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

国家税務総局が総·分支機構の 企業所得税の徴収管理に関する 詳細規定を公布

国家税務総局は2012年12月に、2012年第57号公告(以下"57号公告")を公布した。57号公告は、地域を跨いで経営を行う一括納税企業(即ち、中国国内の異なる省、自治区、直轄市または計画単列市に法人格のない分支機構を有する居住者企業)の所得税の徴収管理に関する詳細を規定したものである。従来、地域を跨いで経営する一括納税企業の年度終了後の確定申告は総機構のみで行うこととされていたが、2012年6月に公布された『省、市を跨る総・分支機構の企業所得税の配分及び予算管理弁法』(財預[2012]40号、以下"40号文")に基づき、今後は総機構と分支機構が各々その所在地で確定申告を行うことになる1。57号公告では、40号文で明確にされていない事項について具体的に規定している。また、当該公告の公布に伴い、国税発[2008]28号等の関連通達は廃止された。57号公告は2013年1月1日から施行され、地域を跨いで経営する一括納税企業の1月あるいは第1四半期の所得税の予納申告から適用される。

57 号公告のポイント

- 企業所得税の年度確定申告に係る税額の配分: 57 号公告では、年度終了後の確定申告による企業所得税の精算額を総機構と分支機構の間で配分する方法は、企業所得税の月あるいは四半期ごとの予納時と同じであることが明らかにされている。即ち、確定申告による企業所得税の精算額の50%は総機構がその所在地の税務局で納付し、残りの50%は各二級分支機構の前年度の営業収入、従業員給与、資産総額の3要素に基づいて計算された配分割合に基づき、各二級分支機構の間で配分され、各二級分支機構がそれぞれその所在地の税務局で配分された税額を納付する。
- 企業所得税の申告時に提出すべき資料:企業所得税の申告を行う際、総機構 と各二級分支機構は、各々の主管税務機関に以下の資料を提出する必要があ る。

	総機構	分支機構
月/四半期ごとの 予納	• 企業所得税予納申告 表	企業所得税予納申告表(一部の項目のみ記載)
	• 企業の当期財務諸表	时 取 /

 $^{^1}$ 具体的な内容は、Tax Analysis P175/2012 の『総・分支機構の企業所得税の徴収に関する新規定』を参照。

	総機構	分支機構
月/四半期ごとの 予納	一括納税企業の分支機構の所得税分配表各分支機構の前年度の財務諸表(あるいは年度の財務状況及び営業収支状況)	総機構所在地の主管税務機関が受理した、一括納税企業の分支機構の所得税分配表 *
年度の確定申告	 企業所得税の年度納税申告表 企業の年度財務諸表 一括納税企業の分支機構の所得税分配表 各分支機構の年度財務諸表 各分支機構の企業の年度納税調整に係る状況説明** 	 企業所得税の年度納税申告表(一部の項目のみ記載) 総機構所在地の主管税務機関が受理した、一括納税企業の分支機構の所得税分配表 * 分支機構の年度財務諸表(あるいは年度の財務状況及び営業収支状況) 分支機構の企業の年度納税調整に係る状況説明 **

- * 分支機構の主管税務機関が税額の配分に異議を有する場合、一括納税企業の分支機構の所得税分配表を受け取ってから30日以内に、総機構所在地の主管税務機関にレビューを行うよう書面でリクエストすることができる。総機構の主管税務機関はリクエストを受領してから30日以内に、配分割合をレビューし、当該割合の調整を行うか、あるいは元の配分割合を維持するかを決定する。
- ** 総機構が一括して計算し、かつ調整する必要がある項目(交際費や広告費の損金算入限度額超過額の調整等)については、説明しなくてよい。
- 新規に設立された二級分支機構: 40 号文は従前の規定を踏襲している。即ち、当年度に新規に設立された二級分支機構は、当年度においては所在地で企業所得税を納付する必要はない。但し、57 号公告によれば、以下のような形で新たに加わった二級分支機構については、当年度に新規に設立された二級分支機構とはみなされない。
- 再編等により他の企業から得た、再編前から既に存在している二級分支機構
- 各所在地で企業所得税を納付している総機構、二級分支機構の間で、合併、分割、マネジメントの変更等により 新たに設立された二級分支機構
- **分支機構の税務調査**: 二級分支機構の所在地の主管税務機関は、自主的に分支機構に対する税務調査を実施し、 かつ調査の結果に基づき、課税所得額と納付税額の調整額を計算することができる。但し、総機構が一括して計 算すべき損金算入項目は除く。分支機構の主管税務機関の調査により生じた追徴税額の50%は総機構が納付し、 残りの50%は調査を受けた分支機構がその所在地で納付する。
- 適用税率の異なる地域に所在する総・分支機構の所得税の徴収:総機構と分支機構が適用税率の異なる地域に所在する場合、まず総機構が課税所得額の総額を一括して計算し、その課税所得額を3要素による配分割合に基づいて各機構に配分する。各機構に配分された課税所得額にそれぞれの適用税率を乗じて納付税額を計算した後、それらを合計して企業の納付税額の総額を算出する。最後に、3要素による配分割合に基づき、納付税額を総機構と各分支機構に配分する。なお、従前の国税発[2009]221号の通達とは異なり、57号公告では、配分割合の計算に前年度の3要素のデータ(即ち、営業収入、従業員給与、資産総額)を用いるとされており、当年度の3要素のデータは用いられない。
- 同一地域に所在する分支機構: 57 号公告は、総機構及びその分支機構が同一地域(同一の省、自治区、直轄市または計画単列市)に所在する居住者企業には適用されない。このような企業の企業所得税の徴収管理方法は、省レベルの税務機関が定めることとなっている(即ち、57 号公告に類似する処理方法を採用するか、あるいは総機構のみが申告納付を行うか)。

コメント

- **二級分支機構の認定**: 57 号公告では、二級分支機構について、法に基づき設立され、非法人営業許可書を取得し、かつ総機構がその財務、業務、人事等を一括して計算及び管理する分支機構と定義している。しかしながら、実務上は二級分支機構にあたるか否かをどのように判断するべきかという問題がよく生じる。57 号公告にはこの点に関する具体的な規定はない。多くの居住者企業は往々にして異なる地域に多くの分支機構を設け、それらを内部管理の観点からレベル分けしている。例えば、一定の地域に所在するその他の分支機構に対して管理責任を負い、その地域における総機構の機能を備えている分支機構が二級分支機構とみなされ、その他の分支機構は三級あるいはそれ以下の分支機構として管理されているかもしれない。しかし、企業の内部管理の観点からのレベル分けとは異なり、税務機関は法的に同じ地位を有する分支機構を全て二級分支機構として取扱う可能性がある(例えば、全ての分支機構が総機構の下で直接登記されている場合)。
- 分支機構の財務情報: 57 号公告では、企業の分支機構の財務資料に関して多くの要求を規定しているが、企業所得税の観点から、関連の項目をどのように計算すべきかといった実務取扱上の指針は示されていない。しかし、配分割合の計算に用いられる3要素は企業所得税の配分にとって重要であり、地域的な税務優遇措置が適用される場合には、年度の最終的な税額の計算にも影響を与え得る。57 号公告はこの点に関して、税務上は企業の財務計算の結果に依拠するのみであるということを意味しているようであるが、実務上、企業の財務計算システムは税務上の必要を満たさない可能性がある。例えば、ある企業はいくつかの分支機構を合わせて(あるいは総機構を合わせて)一つのビジネスユニットとみなし、分支機構ごとの単独の財務情報を提供できないかもしれない。
- **分支機構に関する税務調整**: 57 号公告は、二級分支機構の主管税務機関に対して、自主的にその分支機構の所得税の納付状況を調査し、かつ税務調整を行う権限を与えている。57 号公告は、分支機構の主管税務機関が自主的に調整できる項目について例外規定を設けているが、より詳細な規定がなければ、どの項目に対して分支機構の主管税務機関が自主的に調整できるかという問題について、納税者と分支機構の主管税務機関との間で意見が分かれる可能性もある。実務上、各税務機関は同一の税務問題に対して異なる見解を有する可能性があるため、企業が同一の税務事項に対する各分支機構の処理を統一しようとしても、そのことに困難が生じる可能性もある。

57 号公告と 40 号文の公布に伴い、分支機構の所在地の主管税務機関はより積極的に分支機構の所得税の徴収管理に取り組むようになるものと予想される。そのため、地域を跨いで経営する一括納税企業にとっては、コンプライアンス上の要求が厳しくなる可能性がある。従って、企業は分支機構の企業所得税に関する事項をより慎重に処理する必要がある。また、57 号公告では、一部の不明確だった事項が明らかにされたが、なお明確化が待たれる事項もある(例えば、同一の省内にある複数の二級分支機構について、一括して納税申告ができるか否か等)。異なる地域に分支機構を有する企業は、今後も引き続き政策の動向に留意し、かつ必要に応じて税務専門家の意見を聞くことも必要となるであろう。

本Tax Analysis の内容は、デロイトのグローバル企業税サービスに関わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

呉嘉源 パートナー

TEL: +86 10 8520 7501

FAX: +86 10 8518 7501 E-mail: kevng@deloitte.com.cn

重庆

龔兵

パートナー

TEL: +86 23 6310 6206 FAX: +86 23 6310 6170

E-mail: clgong@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL: +86 411 8371 2888 FAX: +86 411 8360 3297 E-mail: ftang@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー TEL: +86 20 8396 9228

E-mail: contse@deloitte.com.cn

FAX: +86 20 3888 0121

杭州

廬強

パートナー

TEL: +86 571 2811 1901 FAX: +86 571 2811 1904 E-mail: gilu@deloitte.com.cn 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL: +852 2852 6440 FAX: +852 2520 6205

E-mail: sachin@deloitte.com.hk

济南

郭心潔

パートナー

TEL: +86 531 8518 1058 FAX: +86 531 8518 1068

E-mail: eunicekuo@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL: +853 8898 8833 FAX: +853 2871 3033

E-mail: quiva@deloitte.com.hk

南京

許柯

パートナー

TEL: +86 25 5791 5208 FAX: +86 25 8691 8776

E-mail: frakxu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL: +86 21 6141 1308 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: eunicekuo@deloitte.com.cn

深圳

謝玉蓮 パートナー

TEL: +86 755 3353 8777 FAX: +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

9

苏州

許柯/梁晴 パートナー

TEL: +86 512 6289 1318/1328

FAX: +86 512 6762 3338

E-mail: frakxu@deloitte.com.cn

mliang@deloitte.com.cn

天津

蘇国元

パートナー

TEL: +86 22 2320 6680 FAX: +86 22 2320 6699 E-mail: jassu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純 パートナー

TEL: +86 27 8526 6618 FAX: +86 27 8526 7032

E-mail: juszhu@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL: +86 592 2107 298 FAX: +86 592 2107 259

E-mail: lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター(National Technical Center: "NTC")は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail: ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁 全国リーダー及びパートナー

TEL: +86 21 6141 1498 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL: +86 10 8520 7526 FAX: +86 10 8518 1326

E-mail: angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL: +852 2852 6538 FAX: +852 2520 6205

E-mail: dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

吉田 英司

パートナー

TEL: +86 21 6141 2128 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: eyoshida@deloitte.com.cn

上海

鈴木 健夫

シニアマネジャー

TEL: +86 21 6141 1701 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: takesuzuki@deloitte.com.cn

北京

中村 剛

パートナー

TEL: +86 10 8520 7272 FAX: +86 10 8518 1218

E-mail: tsnakamura@deloitte.com.cn

天津

三箇 成幸

シニアマネジャー

TEL: +86 22 2320 6820 FAX: +86 22 2320 6699

E-mail: ssanga@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司

シニアマネジャー

TEL: +86 20 8396 9228 FAX: +86 20 3888 0575

E-mail: ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗

シニアマネジャー

TEL: +852 2852 6545 FAX: +852 2542 4597

Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一

パートナー

TEL: +86 21 6141 1368 FAX: +86 21 6335 0199

E-mail: kitaya@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介

マネジャー

TEL: +86 512 6289 1298 FAX: +86 512 6762 3338

E-mail: ytakikawa@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢

シニアマネジャー

TEL: +86 10 8512 5524 FAX: +86 10 8518 1218 E-mail: turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 畅贵

マネジャー

TEL: +86 22 2320 6612 FAX: +86 22 2320 6699

E-mail: nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

上田 博規

シニアマネジャー

TEL: +86 755 3331 0976 FAX: +86 755 8246 3186 E-mail: hueda@deloitte.com.cn 上海

酒井 晶子

ディレクター

TEL: +86 21 6141 1493 FAX: +86 21 6335 0199

E-mail: aksakai@deloitte.com.cn

北京

原井 武志

パートナー

TEL: +86 10 8520 7310 FAX: +86 10 8518 1218

E-mail: takeharai@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁

シニアマネジャー

TEL: +86 411 8371 2850 FAX: +86 411 8360 3297 E-mail:atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成

ディレクター

TEL: +86 20 2831 1650 FAX: +86 20 3888 0121

E-mail: ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

内村 治

パートナー

TEL: +852 2852 1093 FAX: +852 2542 4597

E-mail: ouchimura@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte ("デロイト") は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。 Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザリーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 200,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済单、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台单、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA LLP 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。 Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザリーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein,及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構(総称して"デロイトネットワーク")の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2013 徳勤華永会計師事務所 (スペシャルジェネラルパートナーシップ)